**令和７年度　兵庫県会計年度任用職員**

**県立男女共同参画センター 女性活躍推進専門員 採用選考案内**

受付締切　：令和７年６月６日（金）１７時［必着］※応募状況により〆切が早まる場合があります

第２次選考：令和７年６月１８日（水）※第1次選考(応募書類審査)通過者対象に面接を実施

任用期間　：令和７年７月 １日（火）～令和８年３月３１日（火）

勤務場所　：兵庫県立男女共同参画センター（神戸市中央区東川崎町）

**１　募集職種、採用予定人員等**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　名 | 採用予定人員 | 主な職務内容 | 受験資格 | 勤務形態 | 備考 |
| 女性活躍  推進専門員 | １名 | 企業の女性活躍推進にかかる支援  ・企業の女性活躍を推進するための相談や助言  ・企業経営層へのセミナーの開催  ・女性社員のキャリアアップ等を図る研修会の開催  ・関係機関との調整  ・その他所属長が指定すること | 下記２  「受験資格｣と同じ | 週21時間45分  (７時間15分×週3日)  ※原則土・日・祝日を除く週３日  9:00～17：15 |  |

**２　受験資格**

(1) 男女共同参画について理解しており、幅広い知識を有する方

(2) 企業の人事労務責任者等に、女性活躍推進のための取組みについて助言できる方

(人事労務や女性人材活用・マネジメント等について知識や経験、資格があることが望ましい)

(3) 研修会等を企画、開催した経験がある方

(4) Word、Excel、PowerPoint等で資料作成ができる方。またオンラインでの会議やセミナーを主催できる方

(5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者

　　　 ア 禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

　　　 イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

　　　 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(6) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心神耗弱を理由とするもの以外)

**３　選考方法**

(1) 選考方法

　 応募書類による第１次選考を行い、第１次選考を通過した方に第２次選考(面接)を実施

　　　※電子メールにて結果をお知らせします

(2) 第２次選考（面接）

　 ・実施予定日：令和７年６月１８日（水）

　・実施場所　：県立男女共同参画センター

※面接時間は第1次選考通過者へ別途お知らせします。

**４　応募方法**

　　　応募者は、次の(1)～(4)を電子申請または郵送にて提出。

　　 (紙提出の場合、書類は全てＡ４用紙、横書き、片面印刷、ホッチキス止めは不可)

(1) 申込書兼職務経歴書（センターHP又は電子申請システムから入手）

　 (2) 自己PR文 （Ａ４　１枚程度　手書き不可）

（3）レポート　（Ａ４　１枚程度　手書き不可）

テーマ：「企業の女性活躍を推進するために女性活躍推進専門員として取り組みたいこと」

　 (4) ハローワークの紹介状

**５　任用期間**

　　令和７年７月１日～令和８年３月31日

　　（勤務実績に基づく能力実証等により、４回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

**６　勤務条件等**

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

【週3日勤務】月額162,800円～165,300円）

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

　(2) 期末手当・勤勉手当　【週３日勤務】

　年間計4.6月（６月期2.3月、12月期2.3月（在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり)）

　　 ※ 期末・勤勉手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

　(3) 通勤交通費

　　　正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

　(4) 勤務時間

　　　【週3日勤務】週21時間45分（原則 ７時間15分×週３日）

　(5) 休暇

　　　年次有給休暇（時間単位の取得が可）、夏期休暇等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(6) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険　加入

(7) 条件付採用

改正地方公務員法（令和２年４月１日施行）第22条第１項及び第22条の２第７項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後１月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

**７　その他**

　(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

　(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) パートタイムの会計年度任用職員であり、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

・　兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。

・　兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。

・　兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

　(4)組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

　(5)日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

**８　応募・問い合わせ先**

電子申請<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1746585946182>

　郵送　〒650-0044　神戸市中央区東川崎町１丁目１番３号　（神戸クリスタルタワー７階）

　　　電話 078-360-8550

担当　兵庫県立男女共同参画センター　中島